

(公益社団法人全日本トラック協会取次事業)
令和５年度 「働きやすい職場認証制度」 認証取得費助成事業
取次実施要領

令和５年５月１５日
一般社団法人東京都トラック協会

１．事業の趣旨

東京都トラック協会会員事業者（以下「事業者」という）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」）の認証取得（新規認証または継続申請）をした場合、その費用の一部を助成する。

２．助成対象

事業者が負担した、本制度の認証取得にかかる以下の費用の一部

- (１) 新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- (２) 同位認証継続にかかる審査料・登録料

※認証単位が事業者単位の事業者については、本社が東京都トラック協会に所属している場合が対象。

※認証単位が都道府県単位の事業者については、東京都単位で認証取得した場合が対象。

※令和４年４月１日～令和６年２月２９日に認証取得をした（登録証書が発行された）事業者が対象。

３．助成額

上記（１）３０，０００円を上限

上記（２）２０，０００円を上限

４．実施期間（申請受付期間）

令和５年５月１７日～令和６年２月２９日

※上記期間内であっても、全ト協の交付予算額に達した場合はその時点で受付を終了する。

５．提出書類

- ①「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成 申請書
- ②働きやすい職場認証制度登録証書の写し（本社分のみ）

- ③運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書（様式 A）の写し
- ④本申請にかかる本社・営業所一覧（様式 B）の写し
- ⑤審査料の領収書の写しまたは支払を証明する書類
- ⑥登録料の領収書の写しまたは支払を証明する書類

以上